**資本関係又は人的関係に関する書類について**

別　紙

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととしておりますので、申請者は、次の（ア）又は（イ）の関係にあたる者がいる場合、資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式１）を提出してください。

申告漏れや記載漏れは虚偽の申請とみなしますのでご注意ください。

　なお、該当する者がいない場合はこの申告書（別紙様式２）を提出する必要はありません。

　　（ア）資本関係

　　　　①親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ）と子会社等（同法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ）の関係にある場合

　　　　②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

　　　　　親会社等及び子会社の定義

　　　　　　会社法第２条第４号の２　親会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

　　　　　　　イ　親会社（株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

　　　　　　　ロ　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

　　　　　　会社法第２条第３号の２　子会社等とは、次のいずれかに該当する者をいう。

　　　　　　　イ　子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。）

　　　　　　　ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

（イ）人的関係

　　　　①一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ）の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

　　　　②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第２項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第１項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ）を現に兼ねている場合

　　　　③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

　　　　【注意】①については、会社等の一方が、民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

　　　　　　役員の定義

　　　　　　　１　株式会社の取締役（代表取締役、社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社にあっては執行役）

　　　　　　　２　持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員

　　　　　　　３　組合の理事又はこれらに準ずる者

　　　　　　　４　会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

　　　　　　　※申請者における役職及び兼任者における役職の両方が上記に該当する場合のみ、申告の対象となります。

　　　　　　　※「取締役」には、代表取締役・社外取締役も含みますが、指名委員会等設置会社における取締役は含みません。

　　　　　　　※「監査役」、「執行役員」等は役員に該当しません。特に指名委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

**資本関係又は人的関係に変更があった場合（全て解消された場合を含む）又は新たに生じた場合は、速やかに資本関係又は人的関係に関する申告書（別紙様式１）を提出してください。**

資本関係又は人的関係に関する申告書（新規・変更）

別紙様式１

令和　　年　　月　　日

半田市長　様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　印

資本関係又は人的関係のある者について、次のとおり申告します。

１．親会社と子会社の関係にある他の入札参加資格者

①親会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

②子会社の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２．親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者

　親会社を同じくする子会社同士の関係にある他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 商号又は名称 | 所在地 | 代表者氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |

３．一方の会社の役員（個人事業主を含む。）が他方の会社の役員又は管財人を現に兼ねている関係にある他の入札参加資格者

　役員等を兼任している他の入札参加資格者は、次のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 当社の役員等 | | 兼任先及び兼任先での役職 | | |
| 役職 | 氏名 | 商号又は名称 | 所在地 | 役職 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

【備考】

・記入の対象となるのは、半田市の競争入札参加資格者として登録されている者に限ります。

・入札参加者が共同企業体の場合は、構成員ごとに作成していください。

・記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名後の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。

・記入欄が不足する場合は、適宜入力欄を追加してください。

・この申告書に記載された事項が真実と相違することが明らかになった場合には、半田市指名審査等事務取扱要綱第６条に基づき指名停止等の措置を行うことがあります。

記入上の注意事項

Ⅰ　１の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

（１）一方のＡ社※１、※２が他方のＢ社の議決権総数の過半数を所有している関係

　　（Ａ社とＢ社は、同一の入札に参加できません。）

Ａ社がＢ社の議決権の過半数を所有

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ社は、１の②の欄にＢ社に関する事項を記入）

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入）

※１：Ａ社が個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※２：Ａ社の役員がＢ社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

（２）一方の会社Ａが（１）の子会社の関係にある会社Ｂが所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Ｃの議決権の総数の過半数を所有している関係

　　（Ａ社、Ｂ社及びＣ社は、同一の入札に参加できません。）

・Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

・Ａ社は、Ｂ社と合わせてＣ社の議決権の過半数を所有

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社及びＣ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ社は、１の②の欄にＢ社及びＣ社に関する事項を記入）

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｂ社の親会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入）

Ｃ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ社は、Ｃ社の親会社の関係にある者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｃ社は、１の①の欄にＡ社に関する事項を記入）

Ⅱ　２に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

　　Ｂ社の議決権総数の過半数を所有している会社とＣ社の議決権総数の過半数を所有している会社がいずれもＡ社※３である場合におけるＢ社とＣ社の関係

　（Ｂ社及びＣ社は、同一の入札に参加できません。）

・Ａ社は、Ｂ社の議決権の過半数を所有

・Ａ社は、Ｃ社の議決権の過半数を所有

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社及びＣ社は、Ａ社の子会社の関係にある者に該当します

Ａ社（親会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ａ社は、１の②の欄にＢ社及びＣ社に関する事項を記入）

Ｃ社（子会社）

Ｂ社（子会社）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｂ社とＣ社は、親会社を同じくする子会社同士の関係にあ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　る者に該当します

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（Ｂ社及びＣ社は、２の欄に、それぞれＣ社又はＢ社に関

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　する事項を記入）

※３：市の競争入札参加資格の有無、建設業許可の有無及び法人格の有無を問いません。

Ⅲ　３に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

　　　　　　　　　　　　　役員等※４兼任

Ａ社

Ｂ社

※４：「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

　ア　会社の代表権を有する取締役（代表取締）

　イ　取締役（社外取締役を含み、委員会設置会社の取締役を除く。常勤又は非常勤を問わない。）

　ウ　会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

　エ　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

　オ　一方が個人事業者である場合は、その個人事業主

　（監査役、会計参与及び執行役員は、役員等に該当しません。）

Ⅳ　入札参加者が共同企業体である場合の適用について

（１）矢印で結ばれた２社の間に、資本的関係又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| Ａ特定建設共同企業体 |  | Ｂ特定建設共同企業体 |
| 代表者：ａ社 |  | 代表者：ｃ者 |
| 構成員：ｂ社 |  | 構成員：ｄ社 |

（２）矢印で結ばれた２社の間に資本的関係又は人的関係があっても、同一の入札への参加は制限されません。

|  |
| --- |
| Ａ特定建設共同企業体 |
| 代表者代表者：ａ社 |
| 構成員：ｂ社 |